

5号 認定申請書に係る積算根拠資料 (イ-①~③共通)

下記の記載事項について、内容に相違ないことを誓約いたします。

申請者
住 所 _____

捨印

氏 名 _____

実印

1. 全体の売上高及び減少率算出表

※ 最近3か月の売上高		左記の前年同期の売上高	
年 月	円	年 月	円
3か月計 A	円	3か月計 B	円
減少率 (ア) … (B - A) ÷ B × 100 = _____ % ≥ 5			

※ 最近3か月とは「申請月の前月までの3か月」または「申請月の前々月までの3か月」と捉えます。

※ 減少率が5%未満の場合は認定できません。

2. 業種の確認 (貴社の営む全ての事業について記入してください)

1	日本標準産業分類 (平成25年10月改定版) 細分類番号	業 種 名 (細分類ベース)	指定業種 (※1)	売上高の集計 (※2)	主たる業種 (※3)	次項「3.」②に該当する場合のみ記入。(※4)	
						最近1年間の売上高	構成比
2						円	%
3						円	%
4						円	%
5						円	%
6						円	%
合 計						円	%

- ・ 中小企業庁のホームページ (http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm) 等を参考に、「日本標準産業分類(平成25年10月改定版)」及び「セーフティネット保証5号の指定業種」を確認の上、ご記入ください。
- ・ 「※1」欄は、セーフティネット保証5号の指定業種の場合は○、非指定業種の場合は×を記入してください。なお、指定業種が無い場合は認定できません。
- ・ 「※2」欄は、業種別売上高集計について、集計済は○、未集計は×、他の指定業種と併せてのみ集計済の場合は△を記入してください。
- ・ 「※3」欄は、上表のうち、最近1年間の売上高が最も大きいものに○を記入してください。
- ・ 「※4」欄は、主たる業種(最近1年間の売上高が最も大きいもの)を確認するための記入欄です。主たる業種であることが確認できる場合(構成比が50%以上等)は、必ずしも全ての業種の売上高等を記入する必要はありません。

3. 認定要件の確認

次のいずれかの番号を○で囲ってください。

①	1つの指定業種のみ営んでいる、又は兼業者だが全ての事業が指定業種である。 ⇒下記「4.」以下の記入は不要です。申請書「イ-①」をご記入ください。
②	指定、非指定、双方の業種を営んでおり、主たる業種が指定業種である。 ⇒「2.」に「最近1年間の売上高」及び「構成比」、「4.」に主たる業種の売上高（複数業種の合計は不可）を記入の上、申請書「イ-②」をご記入ください。（「5.」の記入は不要）
③	指定、非指定、双方の業種を営んでおり、売上高を集計済の指定業種（「2.」の「売上高の集計」欄が○または△のもの）がある。 ⇒「5.」に指定業種の売上高等を記入の上、申請書「イ-③」をご記入ください。なお、 <u>指定業種の売上高は「主たる業種」のものや、複数業種の合計額でも構いません。</u> （「4.」の記入は不要）
④	指定、非指定、双方の業種を営んでおり、指定業種の売上高は全て未集計である。 ⇒認定できません。指定業種のみ売上高を集計した後に申請してください。

※ ②、③の双方に該当する場合は、どちらかを選択して申請してください。

4. 「主たる業種」の売上高及び減少率算出表（上記「3.」②に該当の場合）

※ 最近3か月の売上高		左記の前年同期の売上高	
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
3か月計 C	円	3か月計 D	円
減少率（イ）・・・ $(D - C) \div D \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \% \geq 5$			

※ 最近3か月の年月は、「1. 全体の売上高及び減少率算出表」と一致していること。

※ 減少率が5%未満の場合は認定できません。

5. 指定業種の売上高及び減少割合算出表（上記「3.」③に該当の場合）

※ 最近3か月の売上高		左記の前年同期の売上高	
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
3か月計 E	円	3か月計 F	円
上記の売上高を計上している業種の細分類番号を全て記入してください。			
細分類番号：			
前年の企業全体の売上高等（B）に対する、指定業種に属する事業の売上高等の減少額等の割合 割合（ウ）・・・ $(F - E) \div B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \% \geq 5$			

※ 最近3か月の年月は、「1. 全体の売上高及び減少率算出表」と一致していること。

※ 割合が5%未満の場合は認定できません。